

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月12日

【事業年度】 第48期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 N I S グループ株式会社

【英訳名】 NIS GROUP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者 寄岡 邦彦

【本店の所在の場所】 愛知県松山市千舟町5丁目7番地6
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記東京本社において行っております。)

【電話番号】 (089)943 - 2400

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員企画管理本部長 野尻 明裕

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号

【電話番号】 (03)3348 - 2424

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員企画管理本部長 野尻 明裕

【縦覧に供する場所】 N I S グループ株式会社東京本社
(東京都新宿区西新宿1丁目6番1号)
N I S グループ株式会社調査部
(埼玉県川口市本町4丁目1番8号)
N I S グループ株式会社営業統括第二部名古屋営業第一課
(名古屋市中区錦1丁目20番25号)
N I S グループ株式会社営業統括第二部大阪営業第一課
(大阪府中央区南船場3丁目4番26号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第48期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（9）＜省略＞

（10）株主総会決議事項につき取締役会で決議することができる事項の内容

当社は剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、機動的な資本政策と株主への安定的な利益還元等を実施するべく、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会にて決議することができる旨を定款に定めております。

（11）～（13）＜省略＞

（訂正後）

（1）～（9）＜省略＞

（10）株主総会決議事項につき取締役会で決議することができる事項の内容

（a）当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

（b）当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

（c）当社は剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めてお

ります。これは、機動的な資本政策と株主への安定的な利益還元等を実施することを目的とするものであります。

(11) ~ (13) <省略>